

石川県結核予防事業補助金交付要綱

第1条 県は結核予防対策を推進するため健康診断事業に要する経費に対し感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第60条第1項の規定に基づいて、県内（金沢市を除く。）の学校又は施設の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「県規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2条 前条に規定する結核予防事業の経費に対する補助率は3分の2とする。

2 補助金の交付基準は、毎年度知事が別に定めるものとする。

第3条 県規則第4条に規定する補助金交付申請書の添付書類は別紙1から別紙3のとおりとする。

第4条 県規則及びこの要綱の規定に基づき知事へ提出すべき書類の提出期限、提出部数等は次表のとおりとする。

書 類 名	様 式 番 号	提 出 期 限	部 数	提 出 先
補助金交付申請書	県規則別記様式 第 1 号	毎年度別に定める 期日	1 部	直接県へ提出 すること
事業 変更 ┌───┐ 中止 └───┘ 廃止 承認申請書	第 2 号	事由を生じた日 から 15 日以内	1 部	”
事業実績報告書	第 4 号	当該年度の 3 月 31 日	1 部	”
補助金(精算)請求書	第 5 号	補助金の確定通 知後	1 部	”
補助金(概算払)請求書	第 6 号	補助金の交付決 定通知後	1 部	”

附則 この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。